



グレンタ グランピング ヴィレッジ
宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき

- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けません。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後3時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (5) 禁煙場所(客室等)でのたばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき

2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金の返却は致しません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び職業・ご連絡先等
- (2) 外国人宿泊客は国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝10時までとします。ただし、レイトアウトプラン、ロングステイプランは除きます。また連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。尚、お部屋を移動される場合には一度お部屋を出ていただきます。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 午前10時を過ぎますと30分につき2,500円の超過料金が発生いたします。(午前11時退下が最大滞在時間となります)

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定め、掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

(1) フロントサービス PM15:00~PM23:00 / AM 7:00~AM11:00

(2) 管理棟

正面玄関施設 PM23:00

シャワールーム PM15:00~PM23:00 / AM7:00~AM9:00

トイレ 24H

(3) トイレ棟

トイレ 24H

(4) 貸切サウナテント PM16:00~PM22:30 (完全予約制)

(5) 飲食等 (施設) サービス時間

夕食(サイトバーゴラ) PM18:00~PM21:00(開始より約2H。最終夕食スタートはPM19:45~)

朝食(管理棟2F グレンタカフェ) AM7:00~AM9:00

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

(当施設の責任)

第13条 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊客が当施設のフロントにおいての宿泊のチェックインを行ったときに始まり、宿泊客がチェックアウトを行ったときに終わります。

2 地震・台風・洪水・落雷・大雪その他の自然災害などの不可抗力な天災に起因する宿泊客の損害においては、当施設は責任を負いません。また、天災に伴い発生した樹木等の倒壊・停電・断水・その他設備の停止等においても、当施設は責任を負いません。

3 当施設は屋外を使用したサービスであるため、転倒や怪我、虫さされ、自然動物等による怪我等にも当施設は一切の責任を負わないものとします。

4 客室において、当施設は屋外を使用したサービスであるため、虫の侵入・虫さされ等が発生する場合がございます。それによって、体調不良等、怪我等にも当施設は一切の責任を負わないものとします。

◆システムについての非保証◆

当社は、本件サービス並びに本件サービスに関連して当社から送られる電子メールおよびコンテンツに、コンピューターウィルス等の有害なものが含まれていないことを保証しません。

不正アクセスや脆弱性攻撃によりお客様に生じた損害について、当社はいかなる責任も負いません。

本件サービスのアクセス不能、障害またはバグの発生等の瑕疵および仕様不備について当社はいかなる責任も負いません。

通信回線、ソフトウェア、ハードウェアなどのパフォーマンスの低下、障害、不正アクセスにより、本件サービスのシステムの中断・遅延・中止等によって生じたいかなる損害についても、当社は一切の責任を負いません。

また、当施設内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、宿泊客自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償して頂きます。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、発見日を含め1ヶ月間保管し、保管期間を超えた場合は、破棄します。お問い合わせがあった場合は、着払いにて郵送もしくは直接施設にお越しいただきお渡しとなります。所有者が判明しないときは、発見日を含め15日間保管し、保管期間を超えた場合は、破棄します。

2 当施設はフロントにて貴重品を含め、お客様の持ち物のお預かりはしていません。万一の紛失・盗難に対し責任を負いかねますのでご注意ください。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(1) 宿泊客が施設に掲示した利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当施設はその責任を負いません。

(2) 宿泊客が泥酔等で嘔吐し寝具及びカーペット等汚し、客室を使用不能にした場合その間にこうむった損害金を請求させていただきます。通常の使用でない乱暴な扱いにより客室内の器物破損が生じた場合も同様です。

◆施設の備品に関して◆

当施設は全ての宿泊客に対し、平等にサービスの付与を目指しております。館内の備品は当施設が、全ての宿泊客に快適に過ごしていただくために管理する財産です。

(1) 当施設内の備品を、宿泊客が館外に持ち出したことが認められた場合は賠償金を申し受けます。

(2) ルームキー紛失の場合、実費ご負担いただきますのでご了承ください。

(宿泊客が支払うべき総額)

第18条

【別表第1】 宿泊料金の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

	内訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	[1]基本宿泊料 (室料+朝・夕食) [2]サービス料 ([1]×10%)
	追加料金	[3]飲食料 [4]サービス料 ([3]×10%) [5]その他の利用料金
	税金	消費税

【別表第2】 違約金（第6条第2項関係）

解約解除の通知を受けた日	当日	100%
	前日	80%
	7日前～3日前	50%
	12日前～8日前	10%

（注）

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。
4. 台風等の悪天候が予測され、当施設が運営不可と判断した場合のみ、キャンセル料はかかりません。

（著作権）

第19条

本件サービスに含まれるコンテンツ等の情報等、またはそれらに付随する知的財産権、使用权、管理権限等を含むその他の権利は、当社または特定の第三者に帰属します。

当社から事前に書面で承諾を得ない限り、これら一切の権利を複製・翻案・販売・転載・送信・出版、その他名目・方法・態様の如何を問わず、利用の提供または再利用の許諾をいずれも行わないものとします（有償無償を問いません。）。

（規約の追加・変更）

第20条

当施設は、本約款および利用規則について、お客様に対する事前の通知なくして、随時変更できるものとします。また、当施設は本約款および利用規則を補充する規約の追加もできるものとします。

本約款および利用規則が変更された場合や、新たに本約款および利用規則を補充する規約の追加があった場合、当該変更または追加後の本件サービスの利用には当該変更および追加後の本約款および利用規則が適用されるものとし、本件サービス上での掲出により、掲出された時点よりその効力を生じ、お客様は当該変更同意したものとみなされます。

（言語）

第21条 本約款は日本語を原文とし、英語は訳文とします。英語の訳文は日本語の原文の参考として作成されるものに過ぎず、すべて日本文によるものが優先することとします。

（裁判管轄及び準拠法）

第22条 本約款による宿泊契約等に関し生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する裁判所のうち、訴額に応じて簡易裁判所または地方裁判所を第一審の排他的合意管轄裁判所とします。

2 本約款は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されることとします。



グレンタ グランピング ヴィレッジ
施設ご利用規則・プライバシーポリシー

第1条 (基本的事項の遵守)

・当施設のご利用に際し、お客様には以下に定める規約・禁止事項・注意事項、ほか公序良俗及び当施設のルールを遵守していただきます。

第2条 (施設の利用について)

・施設等の営業時間は次のとおりとなります。

(1) フロントサービス PM15:00~PM23:00 / AM 7:00~AM11:00

(2) 管理棟

正面玄関施錠 PM23:00

シャワールーム PM15:00~PM23:00 / AM7:00~AM9:00

トイレ 24H

(3) トイレ棟

トイレ 24H

(4) 貸切サウナテント PM16:00~PM22:30 (完全予約制)

(5) 飲食等 (施設) サービス時間

夕食(サイトパーゴラ) PM18:00~PM21:00(開始より約2H。最終夕食スタートはPM19:45~)

朝食(管理棟2F グレンタカフェ) AM7:00~AM9:00

※各営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

・当施設のシャワールーム、トイレは共用設備となっております。(コテージ棟を除く) 時間帯によっては込み合う場合がございますので、予めご了承下さいますようお願いいたします。

・PM 23 時~消灯時間(クワイエットタイム)となります。テント棟やコテージ棟に防音効果はございませんので、場内にて大きな声での会話や騒音となる行為はご遠慮いただき、マナーの遵守にご協力をお願い致します。

・他のお客様のご迷惑となる行為・遊具の使用はご遠慮ください

・当施設の利用にあたり、ご利用者様の不注意による事故、怪我、また危険防止行為範囲を超えての事故や怪我については当施設は責任を負いかねます。

・食べ物や食べ残しを屋外に放置、投棄しないでください。(周囲には野生動物や虫などがたくさん生息しています。)

・タオルや客室のリネンは滞在中のご利用を目的として貸し出しさせて頂いております。その為、お持ち帰りをご遠慮願います。また紛失の場合はタオル・リネン1枚毎に1,000円のご請求させて頂く事となります為、ご了承ください。

第3条 (客室の利用について)

・ご滞在中、テントからお出かけの際は、必ず施錠をご確認ください。また、ご在室中や特にご就寝の際は、必ず内鍵をおかけください。

・テント内での喫煙はお断りいたします。喫煙は指定の喫煙場所にてお願いいたします。

・テント内及び当施設では、施設の許可なく火気、キャンドル等をご使用にならないでください。(蚊取り線香を除く)

- ・備え付けられている電化製品以外の、消費電力が高い電化製品はご使用にならないでください。(停電の原因となります。)
- ・テント外に出る時は、必ず履き物をご利用ください。
- ・営業時、悪天候や自然災害など安全にお過ごしいただけないと判断した場合は、速やかに避難いただくことがあります。
- ・施設の許可なく営業行為(展示会・その他)等ご宿泊・滞在以外の目的にご使用なさないでください。
- ・施設の許可なく客室内の備品を移動する、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更なさないでください。万一備品の紛失、破損等があった際にはその実費を弁償いただくことがあります。
- ・客室内の小物、備品の持ち帰りはご請求対象になります。
- ・宿泊登録人数に含まれない方のご宿泊は固くお断りいたします。宿泊人数に変更がございましたら申告をお願いいたします。

第4条(駐車場利用のルール)

- ・当施設ご利用のお客様に限り駐車場をご利用頂けます。当施設をご利用になられないお客様の駐車はお断りしております。
- 車から離れる時は必ず施錠し、車内に現金、貴重品などの大切なものは放置しないで下さい。駐車場における車両事故、人身事故及び窃盗などについては、一切の責任を負いません。

第5条(禁止事項)

- ・施設内の火器類の持ち込み禁止。また、おタバコに関しましては、指定の喫煙場所にてお願いいたします。
- ・備え付けのタオル類や備品に関してのお持ち帰りは禁止とさせていただきます。チェックアウト後に発覚した場合は郵送での返却のお願いや、賠償・補償を行って頂きますので、予めご了承下さいようお願いいたします。
- ・動物、鳥等のペット類の同伴(補助犬は除く)
- ・悪臭を発する物の持ち込み。
- ・法により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、薬物等の類の持ち込み。
- ・施設外から飲食物等の持ち込み。
- ・賭博や風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- ・広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘等。
- ・携帯電話のご使用にあたり、適切でない場所での会話や大声での通話等、他のお客様に嫌悪感、迷惑を及ぼす行為。
- ・当施設内での喧嘩・麻薬・危険ドラッグ等の使用、窃盗や器物破損等の違法行為につきましては、即座に警察に通報します。また、他のお客様への危険行為やマナー違反を見かけた際にはお手数ですがスタッフまでご一報ください。

第6条(当施設の責任)

- ・当施設は屋外を使用したサービスであるため、転倒や怪我、虫さされ、自然動物等による怪我等にも当施設は一切の責任を負わないものとします。又、客室においても、当施設は屋外を使用したサービスであるため、虫の侵入・虫さされ等が発生する場合がございます。それによって、体調不良等、怪我等にも当施設は一切の責任を負わないものとします。
- ・場内でのお客様同士の事故やトラブルに対して当施設は一切責任を負いかねます。

第7条(利用者の自己責任)

- ・お客様は自己責任において当施設を利用するものとし、火事や事故による怪我、天災、暴動等による怪我や車輛全損及び毀損、事故・盗難等につきましては一切責任を負いません。
- ・当施設の利用に関してのお客様同士のトラブルにつきましても一切責任を負いません。
- ・18歳未満の方の事故や負傷等の発生は、保護者の責任において処理することを保護者が承認、同意した上で施設利用するものとします。

- ・貴重品はお客様自身での管理をお願い申し上げます。

第8条（利用の中断）

・当施設は、次のいずれかに該当する場合、お客様への事前の通知や承諾なしに、当施設の利用の中断をお願いすることがございます。

1. 天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがあり、施設運営が困難となった場合
2. 当施設の機器設備の保守などを止むを得ない事由が生じた場合

第9条（解除及び基本的事項に反する場合の措置）

・他のお客様に下記をはじめとする迷惑行為、安全管理・施設運営上好ましくない行為が行われた場合は、昼夜問わず退場をお願いすることがございます。その場合は利用料等の返金は一切できません。又、今後のご利用もお断りさせて頂く場合があります。

1. 宿泊約款・利用規則に違反した場合
2. お客様の私的利用以外の目的で、当施設に無断で利用した場合
3. その他、日本国内で有効な法令に違反する行為を行なった場合
4. 危険行為や他のお客様への迷惑行為に対して、スタッフからの注意指示に改善がなされなかった場合

◆暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれのある場合について

・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテルのご利用はご遠慮いただきます。（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。）

・反社会团体及び反社会团体員（暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員）の当ホテルのご利用はご遠慮いただきます。

（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。）

・暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当ホテルのご利用はご遠慮いただきます。又、かつて、同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。

・当施設を利用する方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難な時や、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。

・館内及び客室内で大声、放歌及び喧騒な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、又、賭博や公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りいたします。

・その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りいたします。

第10条（感染症等に関する事項）

・施設をご利用されるお客様において、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症に感染、または感染が疑われる方がいらっしゃる場合は、事前に弊社にご連絡ください。

・他のお客様の生命および健康に重大な影響を与える恐れがある感染症者と明らかに認められる場合は、施設の利用をご遠慮いただく場合がございます。万が一、当該感染症者を原因とした感染拡大や食中毒事故が生じた場合、それに伴い発生したお客様の損害については、弊社は一切の責任を負いかねます。また、弊社に損害が発生した場合、全ての損害について賠償・補償を行って頂きますので、予めご了承下さいますようお願いいたします。

第11条（損害賠償等）

・施設内の什器備品等または弊社スタッフに対して損害・傷害を与えた場合、お客様は相当の金額のご賠償・補償を行って頂きます。グリルやテーブル・イスなどの機材に破損が生じた場合や、特別な処置や対応が発生するほど著しく汚した場合など当社の業務運営に影響を及ぼす場合、新品購入代金、修理代金、クリーニング代金を請求させて頂きます。お客様の過失による火事や事故に関し当社は一切の責任を負いません。

第12条（貴重品について）

・ご滞在中の貴重品の保管については、一切お預かりいたしません。万が一、施設内において現金、貴重品、有価証券、腐敗あるいは破損しやすいものなどの紛失、盗難等が発生した場合、あるいは変質が生じた場合には当施設ではその責任を負いかねます。

第13条（お支払い等について）

・事前でのクレジットカード決済で漏れたお支払い項目や、プラン変更による差額、滞在中に発生したお会計はチェックアウトの際にフロントでお支払いをお願いいたします。また、ご滞在中でも料金のご精算をお願いする場合がございますので、その都度お支払いをお願いいたします。なお当施設が請求してもお支払いがない場合は、お部屋を明け渡していただく場合がございます。

・ご利用代金のお支払いは、現金またはクレジットカード・キャッシュレス決済等、当施設の認めたものとさせていただきます。手形、小切手はお断りいたします。

・ご到着時にクレジットカードの確認をさせていただくか、お預かり金を申し受ける場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・ご宿泊者以外の方から料金のお支払いを受ける場合は、定められた期日までにお支払いがなければ、ご宿泊者ご本人に直接お支払いをご請求申し上げます。

・お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。

プライバシーポリシー

・当施設は、個人情報の取り扱いにおいて、個人情報の保護に関する法令及びその他の規範を遵守します。以下のいずれか該当する場合を除き、個人情報を第三者へ開示または提供致しません。また、当施設では、個人情報を販売したり貸し出したりすることは一切ありません。

1. 情報提供について本人の同意がある場合
2. 警察や裁判所などの公的機関から、法令に基づく正式な紹介を受けた場合
3. 法令や利用規約などに反し、当施設の権利、財産、サービスなどを保護する為に必要と認められる場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
4. 人の生命、身体及び財産などに対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合をもってお知らせします。